

様式第1号（第2条関係）

【記載例】

㊦

①

危険物

~~仮貯蔵~~

仮取扱い承認申請書

②

令和〇年X X月X X日

③

いちき串木野市長

様

④

申請者

住所

いちき串木野昭和通133-1

(電話〇〇 - X X X X)

氏名

●●株式会社

代表取締役

〇

★★

⑤	危険物の所有者、管理者又は占有者	住所	いちき串木野市昭和通133-1 電話 000 (000) 0000		
		氏名	〇〇工業株式会社 代表取締役社長 消防 太郎		
⑥	仮貯蔵・仮取扱いの場所	所在地・名称	〇〇市〇町〇丁目〇番〇号 〇〇工場株式会社 東側空地		
⑦	危険物の類、品名及び最大数量	第4類第1石油類（ガソリン）2000ℓ 第4類第2石油類（軽油）2000ℓ	指定数量の倍数	12倍	
⑧	仮貯蔵・仮取扱いの方法	200リットルの金属製容器（ドラム缶）を貯蔵し、手動ポンプを用いてドラム缶から金属製携行缶への詰め替えを行う。安全対策は別紙のとおり。			
⑨	仮貯蔵・仮取扱いの期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間			
⑩	管理の状況	敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。作業前後に点検を行い、その結果を記録する。 第五種消火設備 10型粉末消火器 3本設置する。			
⑪	現場管理責任者	住所	〇〇市〇町〇丁目〇番〇号 緊急連絡先 0000 (000) 0000		
		氏名	危険物 次郎		
⑫	仮貯蔵・仮取扱いの理由及び期間経過後の処置	被災地における燃料不足により、災害復興支援車両等への燃料 補給を行うため。注入完了後、流出等ないことを確認し完了する。			
	その他必要事項	金属製携行缶による給油は、この場所で行わない。			
※ 受付欄		※ 経過欄		※ 手数料欄	
		承認年月日 承認番号			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 案内図、配置図、平面図、構造図その他関係書類を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

危険物 仮貯蔵
仮取扱い 承認申請書

年 月 日 いちき串木野市消防長 様 申請者 住 所 _____ (電話 _____) 氏 名 _____			
危険物の 所有者、管理者 又は占有者	住 所	電話 ()	
	氏 名		
仮貯蔵・仮取扱い の 場 所	所 在 地 ・ 名 称		
危険物の類、品名及び最大数量		指定数量 の倍数	倍
仮貯蔵・仮取扱いの方法			
仮貯蔵・仮取扱いの期間		年 月 日から 年 月 日まで 日間	
管 理 の 状 況			
現場管理責任者	住 所	緊急連絡先 ()	
	氏 名		
仮貯蔵・仮取扱いの理由及び 期 間 経 過 後 の 処 置			
そ の 他 必 要 事 項			
※ 承 認 欄			

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 案内図、配置図、平面図、構造図その他関係書類を添付すること。
 - ※印の欄は、記入しないこと。

屋 内 仮 貯 蔵 所 構 造 設 備 明 細 書
 仮 取 扱 所

建築物の 構 造	建築面積	m ²			壁	
	床		柱		は り	
	屋 根				室 出入口	
換 気 設 備						
電 気 設 備						
そ の 他						

屋 外 仮 貯 蔵 所 構 造 設 備 明 細 書
 仮 取 扱 所

区 画 内 面 積	m ²
さ く 等 の 構 造	
地 盤 面 の 状 況	
そ の 他	

危険物仮貯蔵所・仮取扱所承認申請書記入要領及び記載要領

- ① 申請に係る区分以外を二重線で抹消する。
- ② 年月日は申請書提出日を記入する。
- ③ 宛先はいちき串木野市長名を記入する。
(他の消防本部は申請先の消防本部に確認してください。)
- ④ 申請者欄の住所及び氏名は、標記の行為を行う方又は管理責任のある方。
法人にあつては、登記上の住所、社名、代表者氏名を記入する。
申請手続きを代理人等が行う場合は、委任状が必要になります。
- ⑤ 危険物の所有者、管理者又は占有者は仮貯蔵、仮取扱いをする危険物の所有者、管理者又は占有者について記入する。
- ⑥ 仮貯蔵・仮取扱いの場所は、仮貯蔵、仮取扱いをする所在地を記入する。
- ⑦ 危険物の類、品名及び最大数量は、法別表に定める類、品名、仮貯蔵・仮取扱いをする最大数量を記入する。品名が多いときは、その品名を別紙として添付する。
- ⑧ 仮貯蔵・仮取扱いの方法欄は、貯蔵、取扱いの方法を記入し、現場周辺に設けるさく等の概要及び静電気対策や流出防止措置等の安全対策を具体的に記入する。
- ⑨ 仮貯蔵・仮取扱いの期間欄は、年月日を記入するが、期間が10日以内になるよう年月日及び期間を記入する。
- ⑩ 管理の状況欄は、標識等の掲示、バリケードの設置、消火設備や警報設備の設置等、危険物の管理方法や監視・消火体制を設置するなど具体的に記入する。
- ⑪ 現場管理責任者欄は、現場管理責任者の住所、氏名及び緊急連絡先を記入する。
なお、危険物取扱者が作業に従事する場合は、危険物取扱者免状の写しや氏名及び資格の種類等を記載した書類を添付する。
- ⑫ 仮貯蔵・仮取扱いをする理由及び期間経過後の処理欄は、理由と期間経過後の処理を簡記する。

仮貯蔵及び仮取扱における注意事項

1 仮貯蔵等の期間

仮貯蔵等の期間は、法定期間である「10日以内」に限る。また、同一の場所において、繰り返し継続的な仮貯蔵等を承認することは、原則として認められない。

ただし、次に掲げる場合は、3月を限度として認めることができる。

- ・ 災害の復旧現場において、仮貯蔵等を行う場合
- ・ 前後の承認の間に連続性がない場合
- ・ 承認後、承認時の事情に変化があり、承認を更新することが火災の予防上支障がないと認められる場合
- ・ その他更新することがやむを得ず、かつ、火災の予防上支障がないと認められる場合

2 仮貯蔵等の場所

仮貯蔵等を行う場所は、危険物施設として許可を受けている場所以外の場所であることが前提であり、許可を受けている場所においては、次の場合を除き承認できない。

- ・ 危険物施設の変更、廃止、定期点検、タンク清掃等のため、タンク内の指定数量以上の危険物を抜き取る場合
- ・ 一般取扱所等において指定数量以上の潤滑油を交換する場合
- ・ その他やむを得ず、かつ、火災の予防上支障がないと認められる場合

3 場所の位置

仮貯蔵等を行うことのできる場所の位置は、危政令第9条第1項第1号に定める製造所の位置の規定によること。

4 屋外における仮貯蔵等

屋外において仮貯蔵等をする場合は、次によるものとする

- ・ 湿潤でなく、かつ、排水及び通風の良い場所とし、その周囲には不燃材料で造ったさく等を設けて明確に区画すること。
- ・ 前号のさく等の周囲には、貯蔵し、又は取り扱う危険物の指定数量の倍数に応じ、危政令第16条第1項第4号に掲げる空地の幅のおおむね2分の1以上の空地を保有すること。ただし、高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う場合は、危省令第24条の1第2項第2号に掲げる空地の幅のおおむね2分の1以上の空地を保有すること。
- ・ 次の危険物以外の危険物の仮貯蔵等は承認しないものとする。
「第2類の危険物のうち硫黄、硫黄のみを含有するもの若しくは引火性固体（引火点が21度以上のものに限る。）」
「第4類の危険物（特殊引火物を除く。）」
「ウ 第6類の危険物」

5 屋内における仮貯蔵等

屋内において仮貯蔵等をする場合は、次によるものとする。

- ・ 建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根は耐火構造又は不燃材料で造られ、かつ出入口は防火設備（防火戸）を設けた、専用の棟又は室とすること。
- ・ 仮貯蔵等をする建築物内に、危険物以外の物品が存する場合においては、当該物品が存する場所との間を不燃材料で造られた隔壁で完全に区分すること。ただし、危政令第26条第1項第1号ただし書きで定める場合においては、当該規定を準用するものとする。
- ・ 類を異にする危険物は、同一の建築物内部においては類を異にするごとに不燃材料で造られた隔壁で完全に区分をすること。ただし、危政令第26条第1項第1号の2ただし書きで定める場合においては、当該規定を準用するものとする。
- ・ 電気設備は、「電気設備の基準」（別記2）によること。

6 貯蔵及び取扱いの基準

仮貯蔵等においてする危険物の貯蔵又は取扱いの全てに共通する技術上の基準は、政令第4章の規定を準用するものとする。

7 消火設備

仮貯蔵を行う場所には、危険物の性質、数量等に応じて危政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値が、屋外にあっては危険物の、屋内にあっては危険物及び建築物の所要単位の数値に達するように設けること。

8 標識及び掲示板

仮貯蔵等を行う場所の見やすい箇所に仮貯蔵等の承認を受けている旨の掲示板を次の例により掲出すること。

- ・ 消防法による仮貯蔵・仮取扱承認済
- ・ 承認年月日・番号 期間
- ・ 種類・数量 責任者
- ・ サイズ（縦30cm以上，横60cm以上）
- ・ 木製、金属製又は合成樹脂製とすること。
- ・ 地は白色、文字は黒色とすること。
- ・ 仮貯蔵等をする危険物に応じ危省令第18条第1項第4号及び第5号に規定する掲示板を設けること。

9 タンクコンテナによる仮貯蔵

「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について」（H4危52）によること。

10 基準の特例

危険物の品名及び数量、危険物の貯蔵又は取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この基準の規定によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なくかつ火災等の災害による被害を最小限に止めることができると認めるときにおいては、1から6までを適用しないことができる。